

# 兵庫県立高等学校等証明手数料徴収事務取扱要領

## (趣旨)

第1 この要領は、兵庫県立学校授業料等徴収条例（昭和37年兵庫県条例第47号。以下「条例」という。）の規定に基づき、証明手数料（以下「手数料」という。）の徴収について、必要な事項を定めるものとする。

## (徴収対象者)

第2 県立高等学校及び県立中等教育学校（後期課程）の生徒であった者及びその代理人に対し、当該生徒であった者の在学時の学業等について証明書を交付する場合に、手数料を徴収するものとする。

## (対象となる証明書)

第3 手数料を徴収する証明書は、次のとおりとする。

なお、証明書の様式は別添の例による。

- (1) 卒業証明書
- (2) 修了証明書
- (3) 成績証明書
- (4) 単位修得証明書
- (5) 在学期間証明書
- (6) 調査書

## (手数料の額)

第4 手数料の額は、条例第5条の2の規定により、証明書1通につき400円とする。

## (手数料の徴収方法)

第5 手数料の徴収は、現金又は現金書留若しくは郵便定額小為替によるものとする。

## (証明書の交付申請方法等)

第6 証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、証明書交付申請書（兼交付台帳）（別記様式第1号）に必要事項を記入のうえ、所定の額の手数を添えて申請するものとする。

2 証明書交付申請書（兼交付台帳）（別記様式第1号）は、証明書の交付にかかる台帳として保管するものとする。

3 証明書の交付申請は、原則として、証明を受けようとする者が、窓口で本人であることを証する書面を提示して行うものとする。

ただし、やむを得ない理由がある場合に限り、証明を受けようとする者の代理人が窓口で行い、又は証明を受けようとする者及びその代理人が郵送により行うことができる。これらの場合、証明を受けようとする者の代理人であることを証する書面を提示し、又は証明を受けようとする者及びその代理人であることを証する書面の写しを添付しなければならない。

## (領収書の発行)

第7 申請者から所定の額の手数料を受領したときは、速やかに領収書（別記様式第2号）を発行するものとする。

## (証明手数料の不還付)

第8 既に徴収した手数料は、条例第12条の規定により還付しないものとする。

## (その他)

第9 この要領に定めるもののほか、手数料の徴収に関する事務手続等必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

## 附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。